市町の地域防災計画修正に係る専決処分について

市町の地域防災計画が修正された場合は、災害対策基本法第 42 条第 5 項の規定に基づき、市町防災会議から県に報告されることになって いる。

前回の防災会議以降、下記の市の地域防災計画について、県から防災会議に意見を聴かれたが、県地域防災計画との整合性も図られ、かつ適当と認められたので、佐賀県防災会議運営要綱第7条第1項及び同項第6号の規定に基づき、平成30年12月21日付で佐賀県防災会議会長が専決処分により県への回答を行った。

今回、その旨を同要綱第7条第2項の規定に基づき、会長から防災会議に報告を行うもの。

市名	内 容
嬉野市	風水害、地震・津波災害対策の修正ほか
武雄市	風水害及び地震災害対策、原子力災害対策の修正ほか
神埼市	風水害対策、震災対策、その他災害対策の修正ほか
小城市	風水害対策、地震・津波災害対策の修正ほか
多久市	風水害対策、地震対策、原子力災害対策の修正ほか
佐賀市	風水害対策、地震・津波被害対策の修正ほか
伊万里市	風水害対策、地震・津波災害対策の修正ほか